

# 基本となるプラットフォームの整備

～メールアドレスの収集～

## 背景

- 今後の小型航空機等の安全対策を推進していく上では、電子メール等を活用し、操縦士へ直接的な安全啓発や情報発信の機能を強化することが重要である。
- このため、特定操縦技能審査の操縦技能審査員が地方航空局へ審査結果を提出する際に被審査者の電子メールアドレスを提出して頂くこととする。

## 改正の概要

- 「特定操縦技能審査実施要領」(平成24年国空航第799号)に係る改正  
要領中「3. 5. 審査結果」の(2)において、操縦技能審査員は地方航空局へ審査結果を報告する際に「被審査者の電子メールアドレス」についてもあわせて報告することとする。
- 改正のスケジュール(案)  
公布:平成29年4月、施行:平成29年7月 (公布と施行の間に3ヶ月程度周知期間を設けることを想定)
- ※ 別途、国交省HPや関係団体等から周知を図り、操縦士から自主的に電子メールアドレスを登録してもらえよう呼びかける予定。

今後の運用イメージ

